

令和3年9月28日付け県公報第248号告示750号（遊漁規則の変更）中、次のとおり訂正する。  
なお、訂正箇所は、下線の引かれた部分である。

## 誤

## 改正前

(遊具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種の遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。

ア魚種	イ 漁業の方法	ウ 統数 又は規模	エ 区域	オ 期間
ニジマス 漁業	餌釣	<u>一本釣り に限る</u>	黄瀬川	3月1日から12月31日まで
			全川（黄瀬川を除く）	3月1日から9月30日まで
	全川（柿田川を除く）		3月1日から5月19日まで	
	全支流（柿田川を除く 但し大見川は梅木発電所取水口より		5月20日から9月30日まで	
	フライ釣 テンカラ釣 ルアー釣			

## 正

## 改正前

(遊具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種の遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。

ア魚種	イ 漁業の方法	ウ 統数 又は規模	エ 区域	オ 期間
ニジマス 漁業	餌釣		黄瀬川	3月1日から12月31日まで
			全川（黄瀬川を除く）	3月1日から9月30日まで
	全川（柿田川を除く）		3月1日から5月19日まで	
	全支流（柿田川を除く 但し大見川は梅木発電所取水口より		5月20日から9月30日まで	
	フライ釣 テンカラ釣 ルアー釣		<u>一本釣り に限る</u>	

			上流域、 持越川は 大堰堤よ り上流域 黄瀬川は 鮎壺の滝 より上流 域に限 る)	
			黄瀬川は 鮎壺の滝 より上流 域に限る	10月1日か ら12月31日 まで
		キャ ッチ &リ リースに 限る	黄瀬川 (五龍の 滝から 700m下流 に位置す る富沢の 堰防まで の区域)	11月1日か ら2月末日 まで

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 (略)

2 黄瀬川の五龍の滝から700m下流に位置する富沢の堰堤までの区域(特別区)のニジマスの遊漁料は下表のとおりとする。

			上流域、 持越川は 大堰堤よ り上流域 黄瀬川は 鮎壺の滝 より上流 域に限 る)	
			黄瀬川は 鮎壺の滝 より上流 域に限る	10月1日か ら12月31日 まで
		キャ ッチ &リ リースに 限る	黄瀬川 (五龍の 滝から 700m下流 に位置す る富沢の 堰防まで の区域)	11月1日か ら2月末日 まで

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、黄瀬川の五龍の滝から700m下流に位置する富沢の堰堤までの区域(特別区)のニジマスの遊漁料は下表のとおりとする。

3 次の表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず相当欄の通りとする。

中学生以下	無料
女性（全魚種及びあまご・にじますの日券に限る）	第1項に規定する金額の1/2に相当する額
（追加）	第1項に規定する金額の1/2に相当する額

（遊漁料の額及び納付の方法）

第6条の2 （略）

2 次の表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず相当欄の通りとする。

中学生以下	無料
女性（全魚種及びあまご・にじますの日券に限る）	第1項に規定する金額の1/2に相当する額
（追加）	第1項に規定する金額の1/2に相当する額

改正後

（遊具、漁法の制限）

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種の遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁業の方法	ウ 統数 又は規模	エ 区域	オ 期間
------	---------	--------------	------	------

改正後

（遊具、漁法の制限）

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種の遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁業の方法	ウ 統数 又は規模	エ 区域	オ 期間
------	---------	--------------	------	------

ニジマス 漁業	餌釣	<u>一本釣り に限る</u>	黄瀬川	3月1日か ら12月31日 まで
			全川（黄 瀬川を除 く）	3月1日か ら9月30日 まで
	フライ 釣テン カラ釣 ルアー 釣		全川（柿 田川を除 く）	3月1日か ら5月19日 まで
	全支流 （柿田川 を除く 但し大見 川は梅木 発電所取 水口より 上流域、 持越川は 大堰堤よ り上流域 黄瀬川は 鮎壺の滝 より上流 域に限 る）		5月20日か ら9月30日 まで	

ニジマス 漁業	餌釣	<u>一本釣り に限る</u>	黄瀬川	3月1日か ら12月31日 まで
			全川（黄 瀬川を除 く）	3月1日か ら9月30日 まで
	フライ 釣テン カラ釣 ルアー 釣		全川（柿 田川を除 く）	3月1日か ら5月19日 まで
	全支流 （柿田川 を除く 但し大見 川は梅木 発電所取 水口より 上流域、 持越川は 大堰堤よ り上流域 黄瀬川は 鮎壺の滝 より上流 域に限 る）		5月20日か ら9月30日 まで	

		黄瀬川は 鮎壺の滝 より上流 域に限る	10月1日か ら12月31日 まで
	キャ ッチ &リ リースに 限る	黄瀬川 (五竜の 滝から 700m下流 に位置す る富沢の 堤防まで の区域)	11月1日か ら2月末日 まで

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 (略)

2 黄瀬川の五竜の滝から700m下流に位置する富沢の堰堤までの区域(特別区)のニジマスの遊漁料は下表のとおりとする。

3 次の表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず相当欄の通りとする。

中学生以下	無料
女性(全魚種及びあまご・にじますの日券に限る)	第1項に規定する金額の1/2に相当する額
障がい者	第1項に規定する金額の1/2に相当する額

		黄瀬川は 鮎壺の滝 より上流 域に限る	10月1日か ら12月31日 まで
	キャ ッチ &リ リースに 限る	黄瀬川 (五竜の 滝から 700m下流 に位置す る富沢の 堤防まで の区域)	11月1日か ら2月末日 まで

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、黄瀬川の五竜の滝から700m下流に位置する富沢の堰堤までの区域(特別区)のニジマスの遊漁料は下表のとおりとする。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条の2 (略)

<u>中学生以下</u>	<u>無料</u>
<u>女性（全魚種及びあまご・にじますの日券に限る）</u>	<u>第1項に規定する金額の1/2に相当する額</u>
<u>障がい者</u>	<u>第1項に規定する金額の1/2に相当する額</u>